

第 11 回会合での主な発言の整理

(※) 敬称は略

1. 項目として追加すべきとの意見(1) 検討チームの議論全体の流れ

- ・事業者の行動変容を促すために規制がいかに変わるかが課題との共通認識には至ったが、その具体的な方法までは十分議論できなかった旨（山本）
- ・紆余曲折を経た議論の流れ全体の俯瞰（山本）

(2) 1F事故前の失敗、事故後10年の歩み、10年を経て得た気づき

- ・統治の倫理を徹底してきた事故後10年の歩み（肯定的な評価と新たな統制モードの必要性への気づき）（亀井）
- ・更田委員長の今年の3・11のメッセージの内容にある、規制の虜を避けるための規制側と事業者との関係（関村）
- ・継続的という言葉の時間軸。事故後10年で何を改善すべきか見えてきた旨、原子力事業60年の歴史を踏まえて中長期的な課題に対しても備えるとのメッセージ（関村）
- ・規制の空洞化、現場に下りていくに従って規制の実効性が失われていくような問題は、エージェンシーが機能していない故に起きており、今後も失敗し続けるのであれば、アジャイル・ガバナンスとモニタリングという方向への進化が有効（大屋）
- ・1F事故前の、優先順位付けとインセンティブ付与の2つの失敗（更田）
- ・1F事故前後で組織は変わっても、規制が何を考え何をやってきたかは、今と連続的なものとして捉えるべき（伴）

(3) 日本の組織の無謬性の悪弊と規制の在り方との関係

- ・日本では社会が役所に無謬を求め、役所は無謬であるかのように振る舞う。規制の在り方としても、ちゃんと使えば事故は起きないという発想で形の上だけ規制機関を置くのと、米国のように人間は間違えるものだからチェックする役割を独立した機関に与えるという発想で規制をするのは、雲泥の差がある（伴）
- ・そういう日本の文化の中で、組織の責任、役割は何なのか、組織を担う個人の役割、責任は何なのかをよく整理しないと、「規制庁職員は失敗を恐れずに発言すべき」という言葉も意味が浮いてしまう（伴）
- ・リスク管理には、常に失敗を想定して最悪の場合の選択肢まで考えておくことが重要であるが、伝統的に米国は強く日本は弱い部分（板垣、勝田）
- ・失敗を想定したアジャイル・ガバナンスのためには、原子力規制行政を行う人間のスピード感、迅速性、俊敏性が問われる。デジタル化でモニタリングのスピードが上がることで、あらゆる分野で共通して問われている（亀井）
- ・前人未到の課題には、分かっていることを淡々とやるというモデルでは対応できず、失敗を前提に事後の評価を通じて塗り替えていく社会システムが必要。失敗を繰り返してきた原子力行政だからこそ、その課題を正面から受け止めるというメッセージを打ち出していくことができるのではないか（大屋）
- ・そういった点は、原子力だけではない、現代日本に共通の大きな課題として位置づけられる（関村）

- ・日本の行政の無謬性は、ある種の総花主義や、論理的整合ではなく物事を「収める」統治の技術に特徴的に現れる。1 F 事故前の規制機関は、相矛盾する役割を持たされた中、何とか収めようと一貫性のない行動を取ったことで虜になった。そういった日本型の規制の虜のメカニズムをコンパクトに整理して記述（荻野）

(4) その他

- ・特にⅢについて、各委員からの加筆提案を募ってはどうか（亀井）

2. 個別の追記・修正の意見

(1) 用語の説明等

- ・「市場の倫理」「統治の倫理」の用語が誤解されないための解説、脚注などの工夫（亀井、板垣）
- ・市場が万能と思っているようにも読めてしまう（亀井）

(2) 規制の虜

- ・「規制の虜」の訳語のわかりにくさ（関村、板垣、更田）
- ・「規制の虜」について、どの部分を虜と認識しているのか、どういうメカニズムで起こるのかといった説明をすべき（荻野）
- ・「規制の虜」は、事業者の便益を規制当局の仕事として引き受けることなども含め、広義で捉える必要がある。そういった意識は今も潜んでいる（更田）
- ・民間事故調10年報告書のトップ項目は「新たな安全神話」。（狭義の）規制の虜ではなく、安全神話が新たに生じていないかという指摘への答が書けないか（関村）

(3) 今後求められる原子力規制に関わる公務員像

- ・今の記述はとってつけた感があり、なぜそうなのかが前段のⅠⅡに示されていることが必要（亀井）
- ・個人名義で発言することの土台として、失敗を恐れない発言を認める風土が重要。それがあってはじめて、被規制者にも堂々と促すことができる旨（勝田）
- ・規制庁側が失敗を恐れず発言し、事業者側も受け止めてコミュニケーションが成立することを目指す。そのための場としての学会、アカデミアの位置づけ（大屋）

(4) 安全目標

- ・安全目標の部分がとってつけた感あり（関村、山本）
- ・安全目標は原子力利用の正当化のためだけの議論から抜け出す必要があるが、十分になされていないとの指摘をしておくべき（関村）

(5) その他

- ・「3(4) 具体的な手法」中の検査の対象化、規制の免除、手続の一部適用除外などは、例えばこういうものという説明を本文にも（板垣）
- ・西崎ペーパー（第7回会合資料2）、正岡ペーパー（第8回会合資料4）について、言わんとしたことをサルベージ（荻野）
- ・新検査制度のようなオーバーサイトと従来のレギュレーションの関係（山本）